

倫理学における判断力の問題 (3)

— 格率の意義とその形成過程を中心に —

八 幡 英 幸

An Introductory Study of the Problems of Judgment in Ethics (3):

On the Meaning of Maxim and its Formation Process

Hideyuki YAHATA

(Received October 1, 2012)

The aim of this paper is to reconsider the meaning of maxim (Maxime) in Kant's ethical theory and shed light on its formation process. The results of this study are as follows: on one hand, the maxims of individual or his/her subjective principles of action are the only object of moral examination based on categorical imperative. On the other hand, the maxims that Kant exemplifies in his works contain or accompany a lot of narrative elements. From the viewpoint of the philosophical development of Kant, the formation of his so called maxim ethics (Maximenethik) and the beginning of the lecture on anthropology, which also involves various narrative elements, are thought simultaneously. In addition, according to some recent studies on Kant's maxim ethics, the maxims of individual are built or rebuilt by the reflective power of judgment.

Key words : Kantian ethics, universalism, maxims, anthropology, reflective power of judgment, narrative ethics

1. 問題設定

私は昨年(2011年), 本稿の第二報「倫理学における判断力の問題(続): 物語と判断力の関係を中心に」の末尾(「小括と展望」)において, 次のように考察結果を要約した。

「以上のような検討により, 物語論と判断力論が共に拠って立つ地盤は, 私たち人間に与えられた「経験という同一の場」であることがより一層明らかになったように思われる。それは, 生身の身体を持ち, おそらくはそれゆえに限られた悟性能力した持たない私たち人間が, 様々な偶発事に翻弄されながらも, それらを包摂する合目的な秩序を見出すべく応答を繰り返すような場である。カントが強調するように, 私たちはこの「経験という同一の場」において, 基本的には有限な悟性の立場で動かざるを得ない。それゆえ, 私たちにとって物事が偶然的なものとして立ち現われてくることはやはり避けがたい。しかしまた, 私たち人間には, そのような直接的な経験のレベルを超え, この経験の場そのものの作者の視点を私たちが持ちうるかのように考え(批判哲学の視点から言えば, この「かのように」という限定が重要なのだが), ある種の快の感情に導かれつつ, 偶然的なものを包括する新たな秩序を見出そうとする働きが備わっている。そのような働きこそ, カントが反省的判断力と呼んで解明しようとしたものなのであり, また, リクールらによって物語の成立を可能にするものと考えられた当のものなのである。」¹

物語と判断力の関係については, 前稿においてこのように一応の見通しを立てることができた。しかし, このような密接な関係が両者のあいだに存在すること, そして本稿第一報(2010年)で示したように, 普遍主義的な倫理学は判断力を不可欠なものとする点, この二点を踏まえたとしても, 本稿第一報で最初に示した次のような課題にはまだ十分な解決の見通しは得られたとは言えない。すなわちそれは, 倫理学理論の中でも, 近代

を特徴づける普遍主義的な理論（例えば、カントの義務倫理学やヘアの功利主義）にとって物語はどのような意味を持つのか、そして、一般には対立するものと言われる物語論の倫理と普遍主義の倫理とのあいだで、実際にどのような立場をとることが可能なのか、といったことを明らかにするという課題である。前稿ではこの点に関して、以下のような「覚書考察」を行うにとどまっている。

「もし、物語倫理 narrative ethics の立場を貫くというのであれば、「善き生」の位置づけをある物語の中に見出すだけでなく、どのような物語が語られるべきかという点についても、物語に内在的な理由を採用することになるだろう。例えば、K. アトキンスは、近著 *Narrative Identity and Moral Identity* (2008年)において、「善き生はある人の人生の統一性と統合性に存するという観念は、人生には倫理的目的があるということの言い換えにすぎない」と主張し、このような立場に立つこと表明している。マッキンタイアの立場も、それが共同体の伝統に即した物語でなければならないという条件がそれに加わることを確認した上で、同様の流れの中にあると見てよいだろう。

だが、悪しき物語が統一性、あるいは統合性を持つということはないだろうか（もちろん、このように問う段階で、「悪しき」という評価の基準は物語の外部に移されている）。例えば、そのような条件を満たし、限りなく美しく、魅力的ではあるが、多くの人々を犠牲にしたり、不幸にしたりするような物語（反カント主義的、反功利主義的物語）といったものは存在しないだろうか。ある種の人々にとっては、ファシズムの物語やレイシズムの物語はそのようなものであった（あるいは、これからもそのようなものであり続ける）可能性があると思われる。もし、私たちがこのような可能性を排除したいのであれば、共同体主義や物語倫理の主張は、その外部から、それなりに普遍性のある観点から理にかなった仕方では制限されなければならないと思われる。そうしたことを一応なしうるのは、一つにはカントの流れをくむ普遍主義の倫理（これにはその影響の下に改訂された現代の功利主義や社会契約説も含まれる）であろう。

とは言え、前稿（本稿注：第一稿）ですでに明らかにし、本稿（本稿注：第二稿）の冒頭でも確認したように、普遍主義の倫理は判断力なしには成り立たない。判断力が欠けているとすれば、何が「類似の状況」で、何が「特殊な状況」かが判別できないため、普遍化可能性の原理は機能しないからである。ここで言う類似性、あるいは特殊性は、もちろん物理的観点から見たそれではなく、当面する倫理的課題にとって重要な類似性、あるいは特殊性である。こうしたものについての判断を下すためには、広く共有された世間知、人間知の蓄積とでも言うべきもの（人間的経験の特性記述、カントの人間学講義はおそらくそのようなものとして行われた）が必要だろう。また、再び『判断力批判』に引きつけて言うならば、ある種の快の感情に導かれ、特殊なものの中に新たな秩序を見出していく（本稿注：反省的な）判断力の働きが、自然探求や美的判断の場においてだけでなく、私たちの経験全般において働かなければ、そうしたものは生み出されないだろう。最後に、このことは、私たちが私たち自身の生について語り、またそれに耳を傾けるという地道な営みなしには考えられないことを付け加え、本稿での考察を終えたいと思う。²

ここで私は、反省的判断力の働きあるいは「語り」の実践に期待されることとして、「広く共有された世間知、人間知の蓄積とでも言うべきもの（人間的経験の特性記述、カントの人間学講義はおそらくそのようなものとして行われた）」を形成することを挙げた。しかし、そのような世間知、人間知については、実際にそれが反省的判断力あるいは「語り」によって形作られる過程を明らかにするとともに、普遍主義的な倫理学がそれをどのようにして取り入れ、そのいわば養分としているのかを示す必要があるだろう（実際、そのような接点が両者のあいだになれば、普遍主義的な倫理学は機能しないことはすでに述べたとおりである）。本稿（第三報）では、さしあたりカント倫理学についてこれらのことを明らかにするために、「格率 maxim, Maxime」の意義や、その形成過程についての検討を行いたい。

ここで格率に着目する理由は以下の通りである。まず、カントはそのよく知られた著作『人倫の形而上学の基礎づけ』（以下『基礎づけ』）や『実践理性批判』（以下『実理』）で、「嘘つきの格率」や「怠け者の格率」、「復讐者の格率」などについて語っているが、これらの格率はそれぞれの持ち主の人生の物語の中でこそ意味を持つように思われる。また、それらに関する議論の背景には、道徳法則や定言命法とは起源を異にし、しばしばこれと対立するように思われる世間知、あるいは人間知の蓄積（カントの人間学講義に見られるような）が存在するように思われる。さらに、いくつかの先行研究において、格率の形成には判断力が深くかかわっているという見方が示されている。実際、格率と呼ばれるのは、それぞれに異なる人生を生きてきた個人が持つ、行為に関する

原理あるいは原則であるから、これを形成するはたらきが、特殊なものの中に普遍的なもの（特殊な法則）を見出す反省的判断力に求められるのは自然なこととも言える。

本稿では、以上のような問題意識を踏まえ、次のような作業を行いたいと思う。まず最初に、『基礎づけ』、『実理』などのテキストと、カント倫理学を「格率倫理学」として捉えた先行研究などを参考に、格率とはどのようなものであり、また、それはカント倫理学全体の中でどのような役割を果たしているのかをまとめる（2. カントの格率論）。次に、格率の形成過程に焦点を当て、これと反省的判断力との関係を論じた先行研究を参照し、そこにはさらに人間学や物語との関係が見出されることを明らかにしたい（3. 格率の形成過程）。そして、最後に、これらのもの（判断力、人間学、物語）と深い関係を持つ格率が、普遍主義的なカントの規範理論の核心部分に位置していることの意味を考察するとともに、本稿全体の課題に即して残された課題は何かを考えたい（4. 小括と展望）。

2. カントの格率論

2-1. 格率概念とその実例

カント倫理学、そして格率というキーワードから多くの人がまず思い浮かべるのは、よく知られた次のような定言命法の定式だろう。

「あなたの格率が普遍的法則となることを、あなたがその格率を通して同時に意欲することができるような、そのような格率に従ってのみ行為せよ。」(IV 421)³

この定式は、『基礎づけ』の第二章で定言命法の根本法式とされているものである。カントはこの引用箇所ですぐ直前に付された注で、格率について次のように説明している。

「格率は行為の主観的原理であり、客観的原理、すなわち実践的法則から区別されなければならない。前者は、理性が主観の諸条件に従って（しばしばその無知や傾向性に従って）規定する実践的規則を含み、それゆえ主観がそれに従って行為する原則なのである。」(IV 420-1 Anm.)

カントはこの文脈で、個々人が持つ「行為の主観的原理」あるいは「実践的規則」としての格率を、道徳法則あるいは定言命法から厳密に区別した上で、前者を後者が示す条件（普遍的法則となりうること、それを意欲しうること）の下に置くことを求めている。このことは誰の目にも明らかである。しかし、このことがあまりにも印象的であったためか、あまり注目されてこなかった点がある。それは、カントによって定言命法による吟味の対象とされたのが、行為やその動機、意図といったものではなく（カント倫理学はしばしば「心情倫理」であると考えられてきたにもかかわらず）、格率だということの意味である。

カントは、「義務に基づいた行為は、その行為の道徳的価値を、行為を通じて達成される意図のうちにはなく、行為がそれに従って決心される格率のうちにもつ」(IV 399)とさえ言う。このことに注意を促し、カント倫理学を「格率倫理学 maxim ethics, Maximenethik」として捉えることを提唱したのがO. ヘッフェである⁴。以後、後述するM. アルブレヒトらの研究に見られるように、このような捉え方の意義、あるいはその含意がしばしば論じられるようになった。本稿での考察は、一つにはこのようなカント研究の流れを受けて行われる。

さらに、カントがいつ、どのようにしてこのような格率を重視する立場を自らのものにしていったのかという問題は、その発展史研究の中で一つの興味深いテーマとして取り扱われてきた。本稿は、いわゆる批判期のカント倫理学にとっての格率の意味を問うものであり、発展史的な研究を意図するものではないが、例えば次のような見方があることは意識しておく必要があるだろう。

「『倫理学講義』では道徳性が普遍的規則と行為の直接的な一致において成立し、そのための行為の原理が道徳性の最上原理として呈示されたが、批判的倫理学では道徳性の成立は普遍的規則と行為の一致ではなく、道徳法則と格率の一致に関係する(…)。カントにおいて道徳性の本質は、普遍的規則と行為の一致から、より内面的に道徳法則と格率の一致という方向へ進化し発展してゆくのである。」⁵

ここでは、格率を重視する立場への移行が、「より内面的」な理論への移行として捉えられている。しかし、この移行とその結果として生まれた批判期の立場には、より外面的か、内面的かという見方では十分に捉えることのできない意味があるように思われる。また、その意味は、カントによって例示されたいくつかの格率を、道徳法則や定言命法との関連を一旦度外視して、いわばそれ自体として受け止めることによってむしろ見えてくるように思われる。その格率とは、例えば次のようなものである。

「希望を失わせるまで災厄が続き、生きることが厭になったひとが、それでもまだ自分の理性を保ち、自分で生命を断つことは自分自身に対する義務に違反することではないかと自問できるとしよう。(…)かれの格率とは、「もしかなりの期間生きることが、快適さを約束するよりもむしろ災厄を蒙らせる場合は、私は自愛に基づいて、生命を切り縮めることを原理とする」という格率である。」(IV 421-2)

「別のひとが、困窮して、借金に迫られているとする。かれは返済が不可能なことを知っているが、しかしまた、一定の期限で返済することをきっぱり約束しなければ金を貸して貰えないことにも気付いている。(…)だがかれがやはり〔返済を約束して借りることに〕決心したとすると、かれの行為の格率は、「私は、金に困っていると思うときには金を借り、返済が後に決してなされないことを知っていながらも返済すると約束しよう」ということになる。」(IV 422)

「第三のひとは、ある才能が自分のうちにあり、この才能が多少開発されれば、さまざまな意図において有用な人間になるかもしれない、ということを知っている。だがかれは安楽な状況にあり、かれの恵まれた自然素質を拡張しいっそう善くすることに努力するよりも、〔現在の〕満足に耽ることをよしとしている。それでもかれは、かれの自然素質を放置しておくという格率がそれ自体でかれの楽しみへの性癖と一致していることのほかに、この格率が義務とよばれるものとも一致しているであろうか、と問うとしよう。」(IV 422-3)

「さらに第四のひとは、自分は安楽に暮らしているが、ほかのひとびとが大きな辛苦と戦わなければならないのを知っていて(かれはまたそのひとびとを十分助けることができるでしょう)、こう考える。「それが私になんのかかわりがあるのか。天の意志や自分自身の力で誰が幸福になろうとも、私はかれからなにも取り上げはしないし、かれを羨もうともしないであろう。ただ、かれの幸福のために、または困窮したかれを助けるために、私がなにかを提供する気はない」と。さて、このような心構えが普遍的自然法則になるとしても、人類は十分存続できるであろう(…)。」(IV 423)

これらの引用からまず受ける印象は、その意外なまでの物語性である。そして、本稿で試みたいのは、このような格率こそ、カント倫理学において人生の物語、あるいはそれを語り、また理解する際に必要となる世間知、人間知を表現している当のものなのではないかという見方の呈示である。

2-2. カント倫理学全体の中での位置づけ

カントはもちろん、このようにして呈示した四つの格率を、定言命法に含まれる二つの条件(普遍的法則となりうること、それを意欲しうること)に即してただちに裁断していく。そして、その結果として自己および他者に対する義務(自殺をしてはならない、人を欺いてはならない、才能を伸ばしたほうがよい、人を助けたほうがよい)が導き出される段階になると、これらの格率の背景に見え隠れしていたその持ち主の人生の物語はほとんど視野に入らなくなってしまう。このような流れから考えると、上述のような格率の表現に感じられる物語性は、カント倫理学にとってはさして重要なものではないと思われるかもしれない。また、カント倫理学についての一般的なイメージ(義務倫理学、形式主義、厳格主義など)からすれば、そのような見方をするほうがむしろ自然なのではないかと考える人も多いただろう。

だが、近年のカント研究の一つの流れは、そのような見方とは異なる方向に向かいつつある。例えば、次のように、道徳哲学と人間学のあいだに密接な関係があると考えられる研究者が増加している⁶。

「私は、ブランド〔引用者注：カントの人間学講義の編者の一人、R.ブランド〕とは異なり、カントの人間学講義とその道徳哲学のあいだには、ある内的な、積極的な関連があると考えている。(…)人間学の積極的

かつ重要な内容は、私の意見では、単なる思慮分別の教説に帰することはできない。」⁷

「人間学と倫理学は〔引用者注：それぞれ事実と当為に関する学問として〕分離されなければならないが、にもかかわらず同時に、どちらも他方とは独立には考えられない。」⁸

これは、R. ブラントとともに、アカデミー版全集に収められたカントの人間学講義を編纂した W. シュタルクの言葉である。しかし、やはり次のような疑問がある。カント倫理学の基本的立場と、あまりにも経験主義的、実用主義的に思われる人間学講義の内容（そこには明らかに、前述のような格率が生まれる土壌がある）は、およそ相容れないように思われる。例えば、刊本『実用的見地における人間学』（カントが晩年にその人間学講義をまとめた著作）には、次のような叙述がある。

「ところで、政治上の技術者も芸術家と同様に、現実の代わりに構想で人を欺くことを心得ており、例えば、国民の自由という構想（イギリスの議会におけるそれのような）とか、あるいは、階級と平等という構想（フランスの国民議会におけるような）といった、単なるお題目にすぎない構想によって世の中を導き、統治することができる（世間はだまされたがるものだ）。とはいえ、こういう人間性を高尚にする善を所有しているのだという見せかけだけでも持っているほうが、そんなものは明白に奪われたと感じているのとは比べればやはりましである。」（XV 103-4）

「ところで、家のなかでは誰が上位の命令権を持つべきだろうか。（…）私は女性のお気に召すような優雅な言い方（しかし真理がないことはない）を用いてこう言うだろう。妻が支配し夫が統治すべきであると。というのも、傾向性が支配し悟性が統治するものだからである。夫のふるまいは、彼の妻の幸せが他の何よりも気がかりだ、ということを示さなくてはならない。だが夫は、自分がどのような状態にあり、物事をどこまで進めることができるかを最もよく知っていなくてはならないから、彼は、楽しみのことしか頭にない君主に対する大臣のような立場になる。」（XV 293）

カントがここで、いささか屈折した表現によってではあるが、一応支持しているように思われる政治技術や家庭のあり方は、当時の一部の国や、一部の階層の状況からすれば、それなりに理にかなったものであったかもしれない。また、このような人間学的考察から、構想で人を欺く「統治者の格率」や、妻の傾向性に仕える「夫の格率」が導き出されたとしても不思議ではないだろう。だが、これらの格率は、カント倫理学の基本的立場から見て正当化できるようなものではない。『基礎づけ』のカントであれば、前者は、何かある目的のために虚言を用いるという点で完全義務に反しており、後者は、幸福（配偶者のそれであれ）への配慮を最優先するという点で、義務には反しないとしても、道徳というものの根本を見失っている、と言うのではないだろうか。

確かに、すでに見たように、カントの言う格率とは「理性が主体の諸条件に従って（しばしばその無知や傾向性に従って）規定する実践的規則」であるから、そこに義務に反するもの、あるいは道徳の根本を見失ったものが登場してくるのはむしろ当然のことである。定言命法は、そのような誤った、あるいは望ましくない格率があることを前提として、道徳的な格率をそこから分離するために存在する。だが、そのような格率が生まれてくる社会状況や時代の流れ（上記の例では、啓蒙以前の社会状況）に棹差す人間学と、道徳哲学とのあいだに、「ある内的な、積極的な関連がある」とはどういうことであろうか。このことは、カントが批判期に至る過程で、定言命法を、行為やその動機、意図に関する命法としてではなく、格率に関わる命法として確立したのはなぜかという問題と深く関わっているように思われる。

ここでは再び、カント哲学の発展史に目を向けることにしよう。カントは、ケーニヒスベルク大学の正教授に就任して間もない時期からの約 23 年間（1772～73 年から 1795～96 年までのあいだ）、毎年冬学期に人間学の講義を行った。その開始時期は、カントがその著作活動をほとんど停止した、いわゆる「沈黙の十年」の初期にあたる。それは、批判哲学の主要著作が次々と生み出される 1780 年代を前にして、彼の思想と生活態度が大きく変化していく節目の時期である。批判期の思想、特に、後に格率倫理学と呼ばれることになるその倫理学上の立場が確立されていく時期に、カントがその教員生活の終わりまで続く講義のテーマとして人間学を選んだということももっと注目されてよい事柄である。

特に、人間学講義の第二の部分である性格論には、1770 年代中期に次のような変化が生じる。すなわち、こ

の時期の講義録では、それ以前の講義録とは異なり、人間一般の性格について論じる箇所が特に重要なものとされ、また、その終結部では、人格のうちにある人間性への尊敬の念を持つことを最終段階とする教育論が展開される。ここで重要だと思われるのは、このようにカント倫理学の基本的立場に見合った議論がその終結部に置かれるようになったこの時期に、この講義全体が、いわゆる哲学的人間学ではなく、実用的な世間知を与えるものであると明言されているということである(小論『さまざまな人種について』(1775)に見られる人間学への言及)。すでにこの時期には、格率の基盤となる実用的な世間知の重要性が、定言命法思想と分かちがたく結びつき、強く意識されていたに違いない。

3. 格率の形成過程と反省的判断力

3-1. 格率の形成過程への着目

ところで、すでに触れたようにO. ヘッフェがカント倫理学を格率倫理学として位置づけた後、これに触発された多くの論考が発表されている。その中に、M. アルブレヒトの論文「カントの格率倫理学とその基礎づけ」(1994年)がある。この論文の中で、アルブレヒトは次のように「格率倫理学の人間学的基礎づけ」について述べている。

「人間は、自由が可能な存在者としてのその使命(定め)を果たすためには、諸々の格率に従って生きるの
でなければならない。諸々の格率はしかし、それ自体としては道徳的ではない。にもかかわらず道徳性(人倫性)
は格率に支えられており、それなしには実現されえない。」⁹

ここで明らかにカントの人間学の趣旨に対応するのは、人間の「使命(定め vocation, Bestimmung)」への言及であるが、これは単に道徳法則や定言命法に従うということの意味するだけではない。それがむしろ意味するのは、「自由が可能な存在者として」、多くの試行錯誤や過ち、あるいは墮落やそれに由来する惨禍なども経験しながら、道徳性(人倫性)を歴史的に(個人について言えば、その生涯を通じて)実現していくという態度である。アルブレヒトがここで、単に「格率に従う」という表現ではなく、「諸々の格率に従って生きる nach Maximen leben」という表現を用いていることの意味はそこにある。アルブレヒトはさらに、「格率なしには、道徳的な生活態度(人生の指針 Lebensführung)はありえない」¹⁰とも述べている。

カントは、よく知られているように、上記のような歴史的あるいは教育的(人間の成長に関わるという意味で)視点をルソーから学び、その人間学講義に反映させた。アルブレヒトの言う「格率倫理学の人間学的基礎づけ」に加え、このことを踏まえて言うならば、カントの格率概念は、人類の歴史や個々人の成長過程など、その変化を意識して構成されたものでなければならない。このことを実際に明らかにしようとしたのが、P. ルコウの論文「格率、道徳的責任、そして判断」(2003年)である。その末尾には次のようにある。

「ここで格率に着目することにより示されたのは、学び、そして発展することができるカント的行為者の像である。彼女はその道徳的概念や原理を吟味し、彼女がこれまで受容してきた道徳的概念の枠組み framework を変更することができる。彼女はまた、その経験の道徳的側面への応答性 responsiveness を拡張していくことができる。(…)道徳的生活には次の両者が含まれている。すなわち、典型的な状況においてただちに適用可能な一般的概念や格率を通して世界を眺めるということと、かつてのそれが機能しなくなった時に、新たな概念や原理を作り出すということである。」¹¹

ここでは格率は非常に動的に、繰り返し形成、適用そして再形成を遂げるものとして捉えられている。また、その過程を支えているのは判断力だと考えられており、上の引用には、そのはたらきの二つの側面が描き出されている。すなわち、「典型的な状況においてただちに適用可能な一般的概念や格率を通して世界を眺める」のは、いわゆる規定的判断力の働きであり、「かつてのそれが機能しなくなった時に、新たな概念や原理を作り出す」のは反省的判断力の働きである。

3-2. 反省的判断力との関係

ところが、カント自身は、実際にはそのような道徳に関わる判断力の機能についてほとんど語っていないとい

う問題がある¹²。【実理】には、確かに「純粹な実践的判断力の範型論について」と題された節がある。しかし、この節でカントは、定言命法の適用に際し、自然法則の普遍性をその「範型」とすることを「判断力の規則」と要請するにとどまり（その内容は、【基礎づけ】の普遍的自然法則の法式に対応している）、格率のような一層個別的、特殊な規則の形成や適用について語っているわけではない。

むしろ、【実理】において、カントの議論が格率の形成、適用の問題に最も近づいた箇所があるとすれば、それは同書の末尾に置かれた「純粹実践理性の方法論」であろう。カントはそこで、「純粹実践理性の法則をいかにして人間の心へと導き入れ、心の格率に影響を与えることができるか、いいかえれば客観的に実践的な理性をいかにして主観的にも実践的とすることができるか」（V 151）という問題に取り組むからである。そして、この短い節で論じられることの一つは、実際に私たちが道徳の立場に踏みとどまるとすれば、それは道徳法則の意識が次に引用（カントの引用を再引用）するような表現（修辞）を得て、私たちの感情や動機に影響を与えるからだということである。

「善き兵士、善き後見人、また公平な審判者であれ。もし君が疑わしく不確実な事件に証人として呼び出されることがあれば、たとえファラリス（注：古代の残虐な君主）が君に偽れと命じ、牛〔の形をした責め道具〕を引いてきて君に偽証を命じるにせよ、名誉より生を選び、ただ生き延びるために、生をはじめて生きるに値するものを失うことを、最大の不正と思え。」（V 158-9）

ここで再び注目したいのは、カントがこのような格率の具体例について語る際に見せる、意外なまでの物語的な語り口である。

カント自身は、その理論的な著作（道徳哲学に関するものを含め）において、このような表現や修辞に頼った叙述を行うことはほとんどない。少なくとも批判期以降、カントはそのような感性に訴える叙述や物語的な説明を自らに禁じていたのではないかと（前批判期の著作を考えると、その能力があったにもかかわらず）と思われる節がある。しかし、だからといって、カントは格率の意味を生き生きと伝える際に、感性に訴える表現や物語的な背景が必要であることを知らなかったわけでも、否定しているわけでもない。そうであるがゆえに、カントは、「心の格率」への「影響」に焦点をあてたこの節では、これ以外にも「一人の格別有力ではないが無実な人間（たとえばイギリスのヘンリー八世によって訴えられたアン・ブリンのような）」の例などを挙げ、「一人の誠実な人間の物語」（V 155-6）を語るのである。

また、一般に、この節（「純粹実践理性の方法論」）と深い関連があると言われている【人倫の形而上学】（1797年）の「徳論」には、次のような注目すべき箇所がある。

「両者（徳と悪徳）を擬人化した表現は、美感的な仕掛けであるが、それでもなお道徳的感官（の存在）を示している。それゆえ、人倫の感性論 *Ästhetik der Sitten* は、なるほど人倫の形而上学の一部門ではないが、それでもなおその主観的叙述である。そこにあっては、道徳法則の強制力に伴う感情が、単に感性的な刺激に優越するために、自らの効力を感じさせるのである（たとえば、嘔吐感や戦慄などが道徳的拒否を感性化する）。」（VI 406）

ここで最も注目したいのは、「人倫の感性論 *Ästhetik der Sitten*」という言葉であるが、これに関係するものとして、例えば「道徳的拒否」の場合には、「嘔吐感や戦慄」といった感情、そして、徳と悪徳に関する「擬人化」などの「表現」が問題になっていることにも注意が必要である。人類の歴史あるいは人生の物語を語る際に用いられる様々な表現や修辞、そしてそれがもたらす様々な感情を道徳的陶冶のために動員すること、カントの意図がこのことにあることはまず間違いない。そして、一つの見方として、ここには感情の普遍性あるいは伝達可能性に関わる反省的判断力の働きが見られ、それは同時に格率が形成される場でもある、という解釈がある。例えば、U. ツーンヘルはその著書『現実存在の感性論（美学）：カントにおける格率の概念と諸格率の形成について』（1994年）で次のように述べている。

「格率を形成する主体の観点、あるいは「人倫の感性論」すなわち美的-実践的判断力の批判 *Kritik der ästhetisch-praktischen Urteilskraft* の観点から言えば、私たちは格率に含まれる実質的契機の普遍性の度合い *Allgemeinheitsgrade* に関して、ある格率の構成をただ分析することによってのみ得られるのとはまた異なる理

解を得ることになる。」¹³

ここで感性あるいは美感的なものとの関係とともに強調されている、格率には多様な普遍性、一般性のレベルがあるということは、先に触れたP. ルコウの論文でも指摘されていた点である。また、このことは確かに、反省的判断力というものが持つ次のような性質に合致する。すなわちそれは、『判断力批判』（1790年）の序論で示されているように、美感的な分野にその原理（快の感情、形式的合目的性の原理）を持つ一方で、特殊な自然産物の探究の場面を考えると明らかのように、多様な普遍性、一般性のレベル（例えば、植物の属、種、亜種）に対応して機能するという特徴を持つのである。これらのことは別稿で（本稿第一報でも）触れたので、ここではこれ以上詳しくは述べない。

上の引用に示されているような解釈の可能性は、その後、例えばB. レッキの著書『人倫の感性論：カントにおける美的感情と実践理性の親和性』（2001年）¹⁴でさらに追求されている。このような流れを踏まえ、格率とその形成過程に着目し、道徳法則あるいは定言命法、判断力、そして物語とその修辭的表現（「カントとレトリック」に関する研究も盛んになる兆しを見せている）の関係を明らかにしていくことは、カント研究上、大きな課題である。またその成果（ここではその一端を示すことしかできなかったが）は、近代を特徴づける普遍主義的な理論（その20世紀版を含め）にとって、判断力や物語はどのような意味を持つのか、あるいは持ちうるのかという本稿全体の問いにとって重要な示唆を与えるものとなるだろう。

4. 小括と展望

ここでは最後に、以上の検討から明らかになったように、判断力、人間学、物語などとの深い関係を持つ格率が、普遍主義的な規範理論の核心部分に位置していることの意味をあらためて考察するとともに、本稿全体の課題に即して残された課題は何かを考えたい。また、そのために、ここでは前稿（本稿第二報）でも紹介した、A.W. フランク『傷ついた物語の語り手』（原著1995）の一節を再び引用し、それが本稿での考察を通じ、どのように捉え直されるようになったかを考えてみたい。

「苦しむことは教えることであると見なすことによって、病む人々は行為主体としての力を取り戻す。証言は、専門的知識と並ぶ同等の地位を与えられる。苦しみの教えは、近代医療やこれを支える病人役割などの理論にとってかわるものではない。むしろそこに開かれているのは、病者に対して応答する際に要求される複数の枠組みの間を移動する可能性である。病人役割論は、近代医療批判のための避雷針として役立つばかりではなく、なお多くの説明能力を残している。回復の物語はいまだ最も高い頻度で語られる病いの物語である。（…）」

しかし、時代は変わりつつある。近代医療は、苦しみというものを、根絶されはしないまでも「統制」されるべき難題と見なしてきた。これに対して、脱近代の病いの文化は、一般にもまた医療の内部でも、苦しみを人間の条件の手なづけがたい一部として受け入れる必要を認めている。私は、脱近代を、複数の枠組みが前景から後景へと交互に入れかわっていく時代として理解している。ドナルド・リヴァインは社会理論が「多声的」なものとなることを要求してきた。臨床倫理とケアの概念も多声的なものとならなければならない。¹⁵

前稿で私は、この引用に続いて次のように問いかけた。

「フランクはここで、近代社会において支配的な「病いの物語」となってきた「回復の物語」に対し、「苦しみの教え」についての代替的な物語（オルタナティブストーリー）が語られるようになったことを肯定的に評価している。このような物語の変化が、少なくともその語り手にとっての「善き生」の位置づけに変化を与えることは事実であろう。また、そのようにして「病む人々」が「行為主体としての力を取り戻す」というのも理解できる。だが、ここであえて次のように問うこともできるだろう。すなわち、このような物語の変化が生じること、あるいはそうなるように働きかけることは、はたして善いことなのだろうか。また、それが善いことであるとすれば、それはどのような意味において善いのだろうか。」¹⁶

このように問いかけることは、もちろん評価の基準を物語の外部に移すことを意味する。また、前稿で私は、

そのような評価の基準を提供しうるのは、一つにはカントの流れをくむ普遍主義の倫理ではないか、との考えを示した。この「考え」の妥当性は、今もなお論証も反駁もされないままである。

しかし、本稿での検討を通じてひとつ明らかになったことがある。それは、カント倫理学の場合、諸々の格率が定言命法に即して吟味されるという構図の中に、フランクの提案にあるような物語的なものとの接点があるということである。また、それは、格率というものが、人類の歴史や個人の人生の物語をその背景として、おそらくは反省的判断力の働きによって形成されるということから、そう言えるのである。

このことを踏まえて、カントの流れをくむ普遍主義の倫理（特に20世紀のそれ、つまりロールズの正義論やヘアの功利主義）についても、同様の接点がどこに存在するのか（あるいは、その理論の内部には存在しないのか）の検討を行うことが次の課題である。

注

¹ 八幡英幸、「倫理学における判断力の問題（続）：判断力と物語の関係をを中心に」、『熊本大学教育学部紀要』、人文科学、60巻、2011年、p.24.

² 上掲書、p.25-6.

³ カントからの引用はアカデミー版全集の巻数とページ数で示す。

⁴ Otfried Höffe, *Immanuel Kant*, Beck, 1983. (邦訳：オットフリート・ヘッフェ、【イマヌエル・カント】、藪木栄夫訳、法政大学出版局、1991.)

⁵ 木場猛夫、【カント道徳思想形成—前批判期—の研究】、風間書房、1987年、p.398.

⁶ 以下の叙述は、八幡英幸、「人間学：道徳哲学との関係を中心に」、所収：【カントを学ぶ人のために】、世界思想社、2012年の内容を一部利用している。

⁷ Brian Jacobs, Patrick Kain (eds.), *Essays on Kant's Anthropology*, Cambridge U. P., 2003, p.21

⁸ 上掲書、p.25

⁹ Michael Albrecht, *Kants Maximenethik und ihre Begründung*, in: *Kant-Studien*, 85-2, 1994, p.144.

¹⁰ 上掲書、p.146.

¹¹ Paweł Łukow, *Maxims, Moral Responsiveness, and Judgment*, in: *Kant-Studien*, 94-4, 2003, p.425.

¹² 実際には、ある人間学講義（1784-5年の人間学講義 *Mrongovius*）の中で、「法律家たちは特に判断力を必要とする。というのも、（…）【法律家が扱う】事例の中には、文字通り法に当てはまるものは少なく、感覚によってのみ法に当てはまるもののほうが多いからである」（XXV 1297）、とされている程度である。それゆえ、これから先の議論は、カント解釈としてはいささか「改釈」的になることを断っておきたい。

¹³ Urs Thurnherr, *Die Ästhetik der Existenz: Über den Begriff der Maxime und die Bildung von Maximen bei Kant*, 1994, p.129.

¹⁴ Birgit Recki, *Ästhetik der Sitten: Die Affinität von ästhetischem Gefühl und praktischer Vernunft bei Kant*, Klostermann, 2001.

¹⁵ A.W. フランク、【傷ついた物語の語り手】、鈴木智之訳、ゆみる出版、2002年、p.202.

¹⁶ 八幡英幸、「倫理学における判断力の問題（続）：判断力と物語の関係をを中心に」、p.25.